

中小水力発電開発費補助金交付規程

平成15年10月1日

平成15年度規程41号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第9号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う中小水力発電開発費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、中小水力発電開発費補助金交付要綱（平成15・09・22資財第7号。以下「要綱」という。）並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定めるところによるほか、この規程による。

(交付の対象)

第3条 機構は、水力発電施設（揚水式のものを除く。以下同じ）の設置等（改造にあっては、別表1の上欄に掲げる水力発電施設を構成する設備に応じて、それぞれ下欄に掲げるものをしようとする場合に限る。以下同じ）であって次の各号のいずれかに該当するもの又は水力発電施設の設置等に係る新技術の導入（出力3万キロワット以下の水力発電施設に限る。以下「新技術の導入」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、別表2に掲げる補助対象経費の範囲内で適当と認める費用（以下「補助対象費用」という。）について、予算の範囲内において、当該水力発電施設の設置等又は新技術の導入に要する費用の一部に充てるため、補助金を交付するものとする。ただし、当該補助金の交付を受けた間接補助事業にあっては、他の補助金の交付を受けることはできないものとする。

- (1) 当該水力発電施設について増加する出力（以下「増加出力」という。）が3万キロワット以下のもの
- (2) 出力3万キロワット以下の水力発電施設に係る改造のうち当該水力発電施設について発電電力量のみを増加するもの

(補助金の額)

第4条 前条第1号又は第2号に規定する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ年間で、補助対象費用の合計額に当該各号に掲げる率（別記の要件を満たしていると認められる場合は、当該各号に掲げる率にそれぞれ10分の1を加えた率）を乗じて得た額とする。

- (1) 増加出力（前条第2号に規定するものにあつては出力。次号において同じ）が5千キロワット以下のものについては10分の2を限度とする。
- (2) 増加出力が5千キロワットを超えて3万キロワット以下のものについては10分の1を限度とする。

2 前条に規定する新技術の導入についての補助金の額は、年間で、補助対象費用の合計額の2分の1を限度とする。

(交付の申請)

第5条 機構は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）その他機構が指示する書類を添付して、機構が指示する期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 機構は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 機構は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについて

は、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 機構は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3による遅延等報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その指示を受けべきこと。

(3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けべきこと。

(4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

(6) 補助事業者は、機構が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。

(7) 補助事業者は、機構が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、機構が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- (11) 補助事業者は、第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象費用の区分（水力発電施設の設置等事業と水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業）ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更をする場合を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。
- 2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 機構は、前項の承認をする場合は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、機構が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第6による実施状況報告書（正本1通及び副本1通）により、指示する期日までに機構に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月20日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。
- 4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第12条 機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書（正本1通及び副本1通）をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 機構は、第11条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者速やかに通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象費用の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

- 3 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 機構は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。
- 6 機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（正本1通及び副本1通）を速やかに機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 3 前条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(補助金の支払)

- 第15条 機構は、第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算（概算）払請求書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 機構は、第8条の規定による申し出若しくは第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令若しくは本規程に基づく機構の処分又は指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 機構は、前項の返還を請求したときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 6 第13条第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

- 第17条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第18条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第11条第1項に定める実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

3 機構は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 前項の納付については、第13条第6項の規定を準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第22条 地方公共団体が補助事業者の場合には、当該地方公共団体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第16による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から実施する。

(別記)

第4条関係

中小水力発電開発費補助金に係る補助率10分の1を加えた率の特例措置適用のための要件

中小水力発電開発費補助金交付規程（以下「規程」という。）第4条第1項の規定に基づく補助率10分の1を加えた率の特例措置適用（以下「特例措置」という。）の事務は、以下の要件により実施するものとする。

1 適用の対象

中小水力発電開発費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたものでない水力発電施設の設置又は改造（以下「設置等」という。）であること。

ただし、電源開発促進法（昭和27年法律283号）第3条第1項の規定に基づく電源開発基本計画（以下「基本計画」という。）への組入れを要する水力発電施設の設置等であって、昭和56年度以前において既に基本計画に組み入れられているもの及び基本計画への組入れを要しない水力発電施設の設置等であって、昭和56年度以前に既に着工されているものを除く。

2 適用の要件

規程第4条第1項の規定に基づく特例措置の適用の要件は、次の適用要件のうち経済性の評価要件に該当するものであって、かつ、妥当性の評価要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 経済性の評価要件

当該設置等の行われる水力発電施設の建設単価（総建設費（円）／年間可能発電電力量（kWh））が電気事業法（昭和39年法律第170号）第29条第1項の規定に基づき提出される当該年度の供給計画に掲げる当該年度新規着手希望地点のうち一般電気事業者による一般水力開発地点の代表的建設単価に1.2を乗じて得た金額（以下「評価要件建設単価」という。）を超えること。

(2) 妥当性の評価要件

イ 当該水力発電施設の設置等の行われる地点が遊休落差活用地点、総合開発計画地点又は再開発地点に該当し、かつ、当該設置等が水資源の有効活用に資するものであること。

ロ 地元から強い開発要請がある等当該水力発電施設の設置等に係る計画の熟度が高いものであること。

3 その他

特例措置を適用して決定された年度において、特例措置を適用して補助金の交付決定を受けた水力発電施設の設置等に係る補助金の交付に当たっては、次年度以降においても特例措置を適用して行うものとする。

別表 1

水力発電施設を構成する設備 (上欄)	水力発電施設の改造の内容 (下欄)
1 ダム	1 設置 2 改造であって、貯水池又は調整池の有効容量の変更を伴うもの
2 取水設備	1 設置 2 改造であって、通水容量の変更を伴うもの
3 導水路、水圧管路 又は放水路	1 設置及び延長 2 改造であって、通水容量の変更を伴うもの
4 水車	1 設置 2 改造であって、20パーセント以上の出力の変更を伴うもの
5 発電機	1 設置 2 改造であって、20パーセント以上の出力の変更を伴うもの
6 貯水池又は調整池	1 設置 2 改造であって、有効容量の変更を伴うもの
7 その他の設備であって 機構が特に必要と認めるもの	設置又は改造であって、機構が特に必要と認めるもの

別表 2

中小水力発電開発費補助金

補助対象費用

区 分	費 目	内 容
水力発電施設の設置等事業	土地	発電所、水路、貯水池又は調整池、その他
	建物	発電所、その他
	水路	えん堤、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路、雑工事
	貯水池	えん堤、雑工事
	調整池	えん堤、雑工事
	機械装置	水車、発電機、主要変圧器、配電盤開閉装置、自動制御装置、屋外鉄構諸機械装置、基礎
	諸装置	通信電燈電力装置、雑装置等
	備品	耐用年数1年以上で、かつ取得価格が1万円以上の物品
	無形固定資産	ダム使用権、水利権等
	共有設備	共同事業費負担金
	総係費	仮設備、工事用電力費、測量及び調査費、仮設備費、補償費、建設中利子、建設分担関連費、雑係費
水力発電施設の設置等に係る 新技術の導入事業	水路	えん堤、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路、雑工事
	貯水池	えん堤、雑工事
	調整池	えん堤、雑工事
	機械装置	水車、発電機、主要変圧器、配電盤開閉装置、自動制御装置、屋外鉄構諸機械装置、基礎
	諸装置	通信電燈電力装置、雑装置等
	備品	耐用年数1年以上で、 かつ取得価格が1万円以上の物品
		総係費